

広島市消費生活基本計画（素案）に対する市民意見募集の結果について

1 募集期間

平成24年12月1日～平成24年12月17日

2 応募結果

(1) 応募者数

個人 1人

団体 1団体

(2) 意見総数

11件

3 意見への対応について

意見への対応	件数
意見の趣旨を消費生活基本計画(案)に反映させるもの	—
既に意見の趣旨が消費生活基本計画(素案)に盛り込まれているもの 【別紙1のとおり】	8
施策全般や個別事務事業に関する意見などであり、事業の実施段階において留意し、又は参考にするもの【別紙2のとおり】	3
計	11

○ 既に意見の趣旨が消費生活基本計画(素案)に盛り込まれているもの【8件】

意見の要旨	広島市の考え方	計画(案)の該当頁
基本的な方向1 消費生活の安全・安心の確保		
消費生活条例の活用がなされていない印象がある。一番の周知方法は、積極的な活用である。勧告等の積極的な活用をする体制作り、予算付けを具体的に考えるべきである。	計画の基本的な方向として「1 消費生活の安全・安心の確保」を掲げ、「消費生活相談への適切な対応」、「市の所管部局及び関係機関等の連携」、「近隣市町や国、広島県等との情報共有」を行いながら「消費生活条例に基づく事業者への調査・指導・勧告・公表等」に取り組むことにしている。	27～30
基本的な方向2 消費者力の向上		
消費生活センターと教育委員会の連携強化を図るべきである。	「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を捉えた学習機会の確保」を施策として掲げ、「特に、学校における消費者教育については、教育委員会と連携して取り組む」ことにしている。	32
教育委員会との連携を強化して、トップダウンで教育現場に消費者教育を取り入れてもらうよう働きかけるべきだ。		
消費者団体の育成・活性化させるための方策が必要である。また、消費者教育や啓発活動についても、消費者団体の活用・連携が有効である。	計画の基本的な方向として「2 消費者力の向上」を掲げ、「消費者団体等への支援」として「消費者団体等の支援のための施策」に取り組むことにしている。また、消費者啓発・教育の推進においても「消費者団体等と協力した事業の実施」に取り組むことにしている。	33
消費者問題は、その解決には、問題が生じている現場に近い消費者団体等の民間の力を使うことが有益である。消費者団体等の育成・協力は是非とも必要であり、積極的に行って欲しい。		
基本的な方向3 消費者の被害の救済		
弁護士による消費生活相談員への助言業務を一層拡充させることが必要である。	施策として掲げている「消費生活相談員の研修体制の充実」の中で、「法律専門家（弁護士）による助言業務及び事例検討会」に取り組むことにしている。	35
弁護士の助言業務を強化するべきである。		

<p>消費者被害について警察との連携を特に強化し、被害者が警察にスムーズに対応してもらえるよう体制を整えてもらいたい。</p>	<p>施策として掲げている「相談内容に応じた関係機関等との連携の強化等」の中で、消費生活センターと関係相談窓口及び警察を含めた関係機関等の連携の強化に取り組むことにしている。</p>	<p>35</p>
---	---	-----------

- 施策全般や個別事務事業に関する意見などであり、事業の実施段階において留意し、又は参考にするもの【3件】

意見の要旨	広島市の考え方	計画(案)の該当頁
基本的な方向1 消費生活の安全・安心の確保		
消費者事故情報の収集・分析・公開のシステムの構築が必須である。 (消費者安全法は、行政機関の長、都道府県及び市町村の長、国民生活センターの長から消費者事故情報を収集し、これを分析して公開するシステムを想定しているが、必ずしもそうなっていない。)	ご意見の趣旨に留意しながら、重点項目に掲げている「商品・サービスの安全性の確保」を図る中で、「ホームページや消費生活情報紙等での消費生活の緊急情報の提供」などの主な取組を推進していく。	28
基本的な方向3 消費者の被害の救済		
消費生活相談員の地位を安定させ、待遇を高める必要がある。 窓口体制の充実には、相談員の員数の確保はもちろん、以前から指摘されているところの個々の相談員の地位・待遇を改善することも必要である。	ご意見の趣旨に留意しながら、重点項目に掲げている「消費生活相談体制の充実」を図る中で、参考とさせていただく。	35